

証券コード 9904
(発送日) 2026年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号

株式会社 **ベリテ**

代表取締役社長CEO ジャベリ・アルバン・
キルティクマール

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.verite.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブ러리」「その他資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9904/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ベリテ」又は「コード」に当社証券コード「9904」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月22日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番1号
ホテルプラム横浜3階「George V（ジョルジュサンク）」
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件
- 第4号議案 取締役の報酬限度額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◆株主総会へご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の完全な正常化に伴う人流の活発化や、訪日外国人客によるインバウンド需要の力強い拡大、さらには高水準な賃上げの定着を背景に、総じて着実な回復基調で推移いたしました。

企業収益は高水準で推移し、雇用・所得環境も改善が続いております。個人消費については、物価上昇による下押し圧力があるものの、所得環境の改善を背景に底堅く推移いたしました。今後も実質賃金のプラス転換や所得の増加が見込まれることから、消費マインドは一段と高まるものと期待されます。このような情勢下、資産価値への関心の高まりやインバウンド消費のさらなる伸長を追い風に、宝飾品小売市場は堅調に拡大していくものと展望しております。

このような経営環境下において、当社としましては、コーポレート・ビジョンである「Diversity with Brilliance」を引き続き忠実に推進し、ジュエリーチェーンのパイオニアとしての豊富な実績を基に、お客様にご満足いただける質の高い接客技術の向上、顧客ニーズにあった魅力的な商品開発力の強化、粗利率の改善などへの積極的な取組みにより、いかなる環境の変化にも対応できる強固な事業基盤の構築に努めております。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,441百万円（前期比18.8%増）、営業利益は700百万円（前期比20.0%減）、経常利益658百万円（前期比28.4%減）、当期純利益322百万円（前期比43.4%減）となりました。

引き続きまして、鋭意改善策を実施し、業績並びに収益の安定化へと繋げるべく、社業の発展に全社一丸となって邁進してまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、ここに改めてお願い申し上げます。

(2) 資金調達の状況

当社は、取締役会決議に基づき、当会計期間中に下記のとおり株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約の延長を行いました。

借入先	使途	コミットメント 総額 (百万円)	コミットメント 開始日	コミットメント 終了日	借入実行 残高 (百万円)	担保	保証
株式会社 三菱UFJ銀行	運転 資金	1,200	2025年8月22日	2028年8月21日	1,100	なし	なし
株式会社 みずほ銀行	運転 資金	800	2025年7月31日	2026年7月31日	500	なし	なし

(3) 重要な資本業務提携契約の締結

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第79期 (2023年3月期)	第80期 (2024年3月期)	第81期 (2025年3月期)	第82期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	7,617	7,639	7,947	9,441
当期純利益 (百万円)	545	502	569	322
1株当たり当期 純 利 益	20円12銭	18円52銭	21円00銭	11円88銭
総 資 産(百万円)	7,376	7,661	7,552	8,485
純 資 産(百万円)	4,458	4,437	4,467	4,220
1株当たり純資産額	164円32銭	163円55銭	164円63銭	155円53銭

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、コーポレート・ビジョン「Diversity with Brilliance」を忠実に推進し、ジュエリーチェーンのパイオニアとしての豊富な実績を基に、持続的な成長を遂げるため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

時代とともに変化する購買傾向に即した商品を開発し、販売することは、ジュエリーの販売を行う上で最も重視しなければならない課題です。当社は、消費者のニーズの的確な把握、商品開発における柔軟性の確保に努めてまいります。

② 接客技術の向上

当社はかねてより、お客様にご満足いただける質の高い接客技術を優先課題として取り組んでまいりましたが、引き続き人材の育成に努め、接客技術の向上を一層強化してまいります。また、新たな人材の確保にも積極的に取り組んでまいります。

③ コーポレート・ガバナンス強化

当社は、持続的な成長と企業価値の最大化に向け、経営の健全性および透明性の高度化を最重要課題と位置づけております。具体的には、独立社外取締役の知見による監督機能の強化に加え、ガバナンス委員会が親会社グループとの取引における公平性・妥当性を厳格に審議いたします。あわせて、内部監査部門のリソース拡充と専門人材の育成により実効性を担保するとともに、組織横断的なコミュニケーションを活性化し、グループ間取引の可視化と意思決定プロセスの適正化を継続的に推進してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業内容	商品及びサービス
宝飾品小売	指輪、ネックレス、装身具、時計等

(7) 主要な営業所及び店舗並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び店舗（2026年3月31日現在）

本 社 神奈川県横浜市神奈川区

営業店舗 108店舗

宮 城 県	1 店舗	福 島 県	1 店舗	茨 城 県	3 店舗
栃 木 県	2 店舗	埼 玉 県	15 店舗	千 葉 県	17 店舗
東 京 都	17 店舗	神 奈 川 県	25 店舗	静 岡 県	3 店舗
岐 阜 県	1 店舗	愛 知 県	3 店舗	三 重 県	2 店舗
滋 賀 県	2 店舗	京 都 府	1 店舗	大 阪 府	6 店舗
兵 庫 県	6 店舗	岡 山 県	1 店舗	広 島 県	2 店舗

② 使用人の状況（2026年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
505名[54名]	69名増[10名増]	38.27歳	6.91年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はセンコーグループホールディングス株式会社で、同社は当社の株式13,615千株（議決権比率50.26%）を保有しております。

(注) 1. ジュエルソース・ジャパン・ホールディングス株式会社は当社の株式13,615千株（議決権比率50.26%）を保有しておりましたが、センコーグループホールディングス株式会社が実施した株式公開買付けに応募した結果、2025年9月16日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。

2. センコーグループホールディングス株式会社は当社株式に対する公開買付けを実施した結果、当社株式13,615千株を取得いたしました。これによりセンコーグループホールディングス株式会社は、当社の議決権に対する割合が50%を超えたため、新たに当社の親会社となりました。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,100百万円

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 27,230,825株
- (2) 発行済株式の総数 27,230,825株(自己株式 96,593株含む)
- (3) 株主数 17,715名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
センコーグループホールディングス株式会社	13,615千株	50.18%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	416	1.53
株 式 会 社 オ ー エ イ	340	1.26
大 久 保 仁 雄	304	1.12
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	237	0.88
有 賀 弘 英	205	0.76
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	199	0.74
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	113	0.42
M U R A K A M I T A K A T E R U	102	0.38
ベ リ テ 従 業 員 持 株 会	92	0.34

(注) 持株比率は自己株式96,593株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	ジャベリ・アルバン・ キルティクマール	
取締役副社長	鈴木 勇	
取締役	雛元 克彦	センコーグループホールディングス株式会社 商事・貿易事業担当付 部長（常務理事）
取締役	井川 秀典	
取締役	ヴィスマイ・ロヒット・ パンカリア	
常勤監査役	阿部 稔	
監査役	松友 泰	センコー商事株式会社 経営管理本部 経営戦略室 ガバナンス推進担当部長
監査役	宇田川 滝也	税理士法人宇田川・松村会計事務所
監査役	東戸 健吾	

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

取締役カヴァン・チョクシ氏及び取締役アンクール・ナレッシュ・メータ氏は2025年9月16日をもって辞任致しました。

取締役雛元克彦氏は2025年12月16日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任され、就任致しました。

監査役松友泰氏は2025年12月16日開催の臨時株主総会において新たに監査役に選任され、就任致しました。

2. 取締役井川秀典氏及び取締役ヴィスマイ・ロヒット・パンカリア氏は社外取締役であります。
3. 監査役宇田川滝也氏及び東戸健吾氏は社外監査役であります。
4. 監査役宇田川滝也氏及び東戸健吾氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役井川秀典氏及びヴィスマイ・ロヒット・パンカリア氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、各非業務執行取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	63 百万円 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	7 (4)
合 計 (うち社外役員)	11 (5)	71 (10)

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年6月24日開催の第81期定時株主総会において年額65百万円以内（ただし、使用人分給与を含む。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年6月27日開催の第79期定時株主総会において年額8百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は、役位ごとの役割の大きさ及び責任範囲に基づいて支給することとしております。その内容は基本報酬と年次賞与から構成されています。賞与は当期の会社業績などを勘案し支給しています。なお、賞与は特定の業績指標に連動するものではありません。

各取締役の報酬額は、職責、社員の給与水準及び他社の水準等を総合的に勘案したものであり、2022年6月24日より、基本方針に基づき、取締役会にて審議し決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役宇田川滝也氏は、税理士法人宇田川・松村会計事務所を経営しており、税理士を兼職しております。

当社と税理士法人宇田川・松村会計事務所との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 井川秀典	14/14	100.0%	—	—%
社外取締役 ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア	14/14	100.0	—	—
社外取締役 アンクル・ナレッシュ・メータ	0/8	0.0	—	—
社外監査役 宇田川滝也	13/14	92.9	9/10	90.0
社外監査役 東戸健吾	14/14	100.0	10/10	100.0

ロ. 取締役会及び監査役会における発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役井川秀典氏は、経営等に係る豊富な経験や高い見識に基づいた助言、提言を行っており、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。

取締役ヴィスマイ・ロヒット・バンカリア氏及び取締役アンクル・ナレッシュ・メータ氏は、ジュエリー業界における識見を生かして、適宜取締役会において、有用な助言、提言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。

監査役宇田川滝也氏、監査役東戸健吾氏は、経営等に係る豊富な経験や高い見識に基づいた助言、提言を行っております。

(注)取締役アンクル・ナレッシュ・メータ氏は、2025年9月16日をもって辞任いたしました。そのため取締役会の開催回数が他の社外取締役に異なります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査報酬の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容並びに監査に関する契約内容等の資料を確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人の判断と行動の規範として「企業倫理憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達、徹底することによって、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とするコンプライアンス体制を構築、整備しております。経営陣として特に厳しいコンプライアンスを求められる取締役を対象とした取締役規則を定め遵守しております。また、取締役会は、取締役相互の職務執行の監督及び意思疎通を継続的に行っております。
- ② 代表取締役を内部統制管掌取締役及び統括責任者とした内部統制委員会を編成し、内部統制システムの構築、整備、維持、向上を図るとともに、代表取締役直属の監査室による使用人の職務執行における法令・定款・社内諸規則等の遵守について内部監査を行っております。
- ③ 法令違反その他コンプライアンスに係る事実についての通報体制として、社内コンプライアンス窓口及び社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部公益通報保護規程」に基づく運用を行っております。
- ④ 監査役会設置会社である当社は、取締役の職務執行を監査役監査の最も重要な対象としており、また取締役が他の取締役の法令・定款等の違反を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図ることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

管理部門担当責任者を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の統括責任者とし、それら情報の保存及び管理を「文書管理規程」に定め、保存媒体に応じた検索性の高い状態で保存、管理するものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制管掌取締役を統括責任者とし、「リスク管理規程」を制定し経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築、整備しております。
- ② 各部門・部署は経営上の危機として業務執行上予測しうるリスクの洗い出しを行い、内部統制委員会はそれらを基に各リスクのカテゴリーを識別し、リスク毎のリスク管理責任者を定め、個別リスク管理体制とともに、全社的リスク管理体制の構築を図っております。

- ③ 不測の経営危機事態発生時は、代表取締役を本部長として「危機対策本部」を設置し迅速な対応を行い、被害を最小限にとどめる体制を整えております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度に基づき、取締役の経営意思決定及び経営監督への専念と、執行役員の業務執行への専念による効率的な会社運営を図るものとしております。
- ② 当社は、毎月取締役会を開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し経営上の重要事項を審議、決定しております。
- ③ 取締役会決議に基づく執行役員の業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」「業務管理規程」等においてそれぞれの業務の役割・機能、責任と権限、執行手続き及び責任者を定め執行しております。随時設置されるプロジェクト・タスクも同様であります。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中の当該使用人への指揮権は監査役に委譲され、解任・人事異動・賃金等の処遇の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとしております。
- ② 監査役補助使用人は、業務執行に係る役職を兼務しないこととしております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ① 監査役は、当社の業務、業績に影響を与える重要事項につき、取締役及び使用人が監査役に報告すべき必要事項と時期の定めを含む「監査役会規程」に基づき、監査に必要な報告を得ることができます。また、前記にかかわらず監査役は必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができることとしております。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行過程を把握するために、取締役会等、重要と判断した会議に出席し、情報を得ることができます。また、代表取締役との定期的な意見交換の場を設け意思の疎通を図っております。

③ 「内部公益通報保護規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。

また、通報者の保護を図ることを目的として、同規程の第12条において、通報者に対して不利益を課してはならない旨を定めております。

④ 監査役会規程第8条において、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算等は、監査の開始にあたり、監査役会において協議の上、決議をもって策定する旨を定めております。

その他、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項については、監査役会で決議できる旨を定めております。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

「取締役会規程」や各種社内規程を制定し、取締役及び使用人が、法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、リスクホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制の運用状況

「文書管理規程」に基づいて情報の保存及び管理が行われております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

内部統制事務局が各部門に赴き、業務プロセスの実施者とともにウォークスルーを実施することで、リスクや対応の見直しを行って内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和順守の教育を実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は毎月1回以上開催する定時取締役会のほか、緊急を要する事項がある場合には機動的に臨時取締役会を開催しており、取締役の業務執行状況の監督、重要事項に係る決定等の経営全般の意思決定機構としての機能を有しております。各組織の業績目標について定期的に総括・見直しを行い、機動的に対応しつつ、効率的な業務執行を行っております。

また、各業務の執行は各種社内規程に従って行われております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況

現在、当社の監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役には当社の業務を十分検証できる人材を配置し、監査業務を行っております。当社は、補助すべき使用人を必要に応じて置くこととし、その人事については当社の取締役と監査役にて意見交換を行い速やかに措置を講ずるものとしております。当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとしております。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役会の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保しております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制の運用状況

監査役は当事業年度において監査役会を10回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との定期的な情報交換に加え、取締役が決裁した社内稟議を閲覧することで、取締役の業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めております。

また、内部監査室と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、原則として、第1四半期末日、及び第3四半期末日を基準日とする年2回の配当を実施しております。

当期は、事業継続に最低限必要な手元資金及び必要な運転資本の維持を阻害しない範囲で、積極的に配当を行うことを基本方針とし、1株当たり20.98円の配当を行いました。

今般、今後の事業展開に向けた内部留保の充実及び財務体質の強化の必要性を総合的に勘案した結果、次期以降の配当については、株主に対する利益還元を最重要課題としつつ事業の継続及び発展と調和を図る観点から、安定的な配当の維持に加え、将来の事業展開に向けた内部留保の充実や財務体質の強化を総合的に勘案して実施することを基本方針とすることといたしました。

かかる方針に基づき、次期の年間配当金については、1株当たり6.00円を予定しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,085	流 動 負 債	4,246
現金及び預金	3,071	支払手形	530
売掛金	559	買掛金	462
商 品	2,847	短期借入金	2,200
貯 蔵 品	120	未 払 金	498
前払費用	36	未払費用	203
未収入金	33	未払配当金	7
預 け 金	417	未払法人税等	123
固 定 資 産	1,399	前 受 金	91
有 形 固 定 資 産	555	預 り 金	17
建 物	282	契 約 負 債	11
工具、器具及び備品	174	株 主 優 待 引 当 金	7
土 地	97	そ の 他	92
建設仮勘定	1	固 定 負 債	18
無 形 固 定 資 産	57	長 期 未 払 金	18
ソフトウェア	57	負 債 合 計	4,264
投資その他の資産	786	純 資 産 の 部	
投資有価証券	0	株 主 資 本	4,220
出 資 金	0	資 本 金	100
破産更生債権等	0	資 本 剰 余 金	3,618
長期前払費用	14	資 本 準 備 金	25
敷金・差入保証金	620	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,593
繰延税金資産	149	利 益 剰 余 金	528
そ の 他	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	528
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	528
資 産 合 計	8,485	自 己 株 式	△26
		純 資 産 合 計	4,220
		負 債 純 資 産 合 計	8,485

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	9,441
売上原価	3,181
売上総利益	6,260
販売費及び一般管理費	5,559
営業利益	700
営業外収益	
受取配当金	0
その他	3
営業外費用	
支払利息	25
有形売却損	0
支払手数料	17
その他	2
経常利益	45
特別損失	658
固定資産除却損	9
減損損失	38
公開買付関連費用	92
その他	3
税引前当期純利益	143
法人税、住民税及び事業税	515
法人税等調整額	290
当期純利益	△97
	322

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	その他 利益剰 余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計			
当期首残高	100	25	3,593	3,618	775	775	△25	4,467	4,467
当期変動額									
剰余金の配当					△569	△569		△569	△569
当期純利益					322	322		322	322
自己株式の取得							△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	△246	△246	△0	△246	△246
当期末残高	100	25	3,593	3,618	528	528	△26	4,220	4,220

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

一部商品については、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

b. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

c. 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、顧客へ商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

a. 項目名

繰延税金資産の回収可能性

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額

149百万円

c. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っており、回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

(2) 固定資産の減損

a. 項目名

固定資産に係る減損損失

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額

38百万円

c. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、遊休資産については、それぞれの個別物件ごとにグルーピングしております。

当該グループの営業活動から生じる損益が、継続してマイナスとなっている場合、継続してマイナスとなる見込みである場合、または、取締役会において退店の決議がある場合に減損の兆候があるものとしております。

固定資産の減損の兆候を識別した店舗については、減損テストを実施し、資産グループにおける回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを基礎とした使用価値により測定しております。

(3) 棚卸資産の評価

a. 項目名

棚卸資産の評価

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品：2,847百万円

c. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

商品の評価方法は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、仕入れ後一定期間経過した商品について、過去の実績率を基礎として、必要と見込まれる金額については簿価の切り下げを行っております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

前払式証券の供託金に対する銀行保証11百万円が定期預金11百万円により担保されていません。

(2) コミットメント契約

当社は、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン極度額の総額	3,000百万円
借入実行残高	2,200百万円
差引額	800百万円

コミットメントライン契約には財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合は、本契約に係る一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済しなければならないことが定められています。

財務制限条項

- (i) 2期連続して経常損益を損失としないこと。
- (ii) 純資産の部の合計金額を前事業年度末日の純資産の部の合計の75%未満としないこと。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 906百万円

(4) 受取手形の割引高は0百万円であります。

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 27,230千株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 96千株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月31日 取締役会	普通株式	284	10.49	2025年6月30日	2025年8月29日
2026年1月16日 取締役会	普通株式	284	10.49	2025年12月31日	2026年3月13日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	82百万円
投資有価証券評価損	1百万円
棚卸資産評価損	0百万円
資産除去債務	35百万円
未払金	108百万円
貸倒引当金	0百万円
株主優待引当金及び契約負債	6百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	247百万円
評価性引当額	△98百万円
繰延税金資産合計	149百万円
繰延税金資産の純額	149百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、未収入金及び預け金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、未収入金、預け金、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次のとおりであります。

市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
敷金・差入保証金	620

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 155円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円88銭 |

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は宝飾事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

セグメントの情報	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額 (百万円)	
宝飾事業		
ダイヤ指輪		1,355
その他の指輪		833
ネックレス		2,591
装身具その他宝石		4,660
合計		9,441

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、今後の事業展開に向けた内部留保の充実及び財務体質の強化の必要性を総合的に勘案した結果、株主に対する利益還元を最重要課題としつつ、事業の継続及び発展と調和を図る観点から、安定的な配当の維持に加え、将来の事業展開に向けた内部留保の充実や財務体質の強化を総合的に勘案して実施する基本方針へと変更することを決議いたしました。

当該方針は、2027年3月期の第1四半期末日(2026年6月30日)を基準日とする配当より適用いたします。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ペリテ 取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 雅 士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越 智 理 恵

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ペリテの2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株 式 会 社 ベ リ テ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	阿 部	稔	㊟
非 常 勤 監 査 役	松 友	泰	㊟
社 外 監 査 役	宇 田 川	滝 也	㊟
社 外 監 査 役	東 戸	健 吾	㊟

以 上

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）の任期が満了します。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当 な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ジャバリ・アルパン・キルティクマル (1978年9月19日)	1997年9月 2003年3月 2008年6月 2009年8月 2012年7月 2014年10月	ディミンコ・ジャパン株式会社入社 (2014年5月 ジュエルソース・ジャパン株式会社へ商号変更) 同社取締役営業部長 当社取締役営業統括本部長 当社取締役店舗開発担当 当社バンドラ事業部長 当社代表取締役社長CEO就任(現任)	14千株
2	鈴木 勇 (1979年8月14日)	2000年4月 2005年9月 2005年10月 2009年5月 2009年6月 2010年4月 2011年4月 2012年1月 2012年4月 2012年7月 2014年8月 2015年4月 2016年8月 2022年4月 2023年6月 2025年6月	株式会社ドウシシャ入社 株式会社ドウシシャ退社 株式会社ハビネス・アンド・ディ入社 株式会社ハビネス・アンド・ディ退社 当社入社 当社商品部部長代行 当社執行役員 商品部 部長 当社執行役員 マーケティング本部 販売促進部 部長 当社執行役員 PANDORA営業本部 当社執行役員 マーケティング本部 販売促進部 部長 マーケティング本部 販売促進部 部長兼トレードイン部 部長 マーケティング本部 販売促進部 部長 新チャネル開発部 部長 マーケティング本部 販売促進部 部長兼新チャネル開発部 部長 マーケティング本部 本部長兼 販売促進部 部長兼新チャネル開発部 部長 当社取締役副社長就任 マーケティング本部 本部長兼 販売促進部 部長兼 新チャネル開発部 部長 当社取締役副社長 (現任) マーケティング本部 本部長兼 販売促進部 部長 (現任)	0千株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、 (重 要な兼職の状況)	当社における地位及び担当 の状況	所有する 当社の株式数
3	籾元克彦 (1959年8月13日)	<p>1982年4月 旭化成工業株式会社(現旭化成株式会社)入社</p> <p>1982年5月 " 繊維事業本部 繊維企画管理部</p> <p>2001年3月 旭化成アジア株式会社(シンガポール駐在)</p> <p>2003年10月 旭化成香港株式会社(香港駐在)</p> <p>2006年5月 旭化成株式会社 スパンボンド営業部長</p> <p>2012年4月 旭化成株式会社 不織布事業部長(理事)</p> <p>2018年8月 小津産業株式会社 取締役</p> <p>2020年8月 小津産業株式会社 常務取締役</p> <p>2022年9月 センコー株式会社入社 国際物流本部 グローバル戦略営業部長(常務理事)</p> <p>2024年4月 センコーグループホールディングス株式会社 商事・貿易事業担当付 部長(常務理事)(現任)</p> <p>2025年12月 当社非業務執行取締役就任(現任)</p>		—
4	福谷尚久 (1961年4月17日)	<p>1986年9月 国際連合(ニューヨーク本部)国際平和年事務局勤務</p> <p>1987年4月 三井銀行入行</p> <p>1999年7月 さくら銀行投資銀行DC企画(ニューヨーク)米州代表</p> <p>2001年7月 大和証券SMBC(シンガポール) Corporate Finance Head兼アジア太平洋M&A統括</p> <p>2005年3月 GCA株式会社(現Houlihan Lokey)入社 パートナー/マネージングディレクター</p> <p>2006年6月 JST株式会社(東証二部)社外取締役</p> <p>2012年9月 株式会社ディーバ(現株式会社アバントグループ:東証プライム)社外取締役</p> <p>2015年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社入社 パートナー</p> <p>2019年7月 PwCアドバイザリー合同会社パートナーCOO</p> <p>2020年1月 株式会社シェアードリサーチ社外取締役</p> <p>2021年5月 PwCアドバイザリー合同会社シニアアドバイザー(現任)</p> <p>2021年5月 キエングローバル株式会社代表取締役(現任)</p>		—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
5	森 田 大 介 (1960年1月8日)	1982年4月 旭化成工業株式会社(現旭化成株式会社)入社 化成品・樹脂企画管理部 石化企画担当 1994年4月 レオナ事業部レオナ原料営業部課長 1997年4月 旭化成シンガポール出向 レオナ樹脂アセアン地区マーケティングGM 2005年2月 旭化成ケミカルズ株式会社MMA事業部MMAモノマー営業部長 2007年1月 モノマー第一事業部新事業開発(タイPJ)担当部長 2010年4月 機能樹脂事業部事業統括部レオナ・テナック担当部長 2012年4月 EvonikDegussaJapanCo.,Ltd入社シリカ部営業部長(カンントリーマネージャー) 2014年11月 株式会社エストケム入社(旧株式会社イーグル・スミコーポレーション) 2015年3月 取締役 営業本部副本部長(国内管掌) 2021年3月 常務取締役 営業本部本部長 2023年3月 専務取締役 マーケティング・SCM本部本部長 2025年7月 常勤顧問 2025年12月 常勤顧問退任	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福谷尚久氏、森田大介氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由

福谷尚久氏は、昨今、特に企業においてその重要性が高まっておりますコーポレートガバナンス分野において、上場企業における財務会計のみならず、投資運用、M&Aや企業統合などの経営戦略分野に高度な知見・識見を有されております。また、国内市場にとどまらず、国際連合などの公的機関における国家間の問題を始めとした問題解決ご調整などの幅広い知見・識見を有されておられます。また、こうしたご経験を踏まえられた、M&Aや投信案件並びに国際的な見地から数々の有意なご提言をされており、その著作も多数上梓されておられます。こうした福谷氏の知見・識見は、今後の当社におけるコーポレートガバナンス機能の更なる向上と求められる社外取締役としての当社取締役会への監視・ご提言において、存分にそのご経験を活かして頂けるものと思料しております。

森田大介氏は、化成品や高度な知見を必要とする樹脂製品等の化学分野における幅広い高度な識見を有しており、且つ、同分野における製品の企画・原材料調達のみならず、特にアセアン市場における同分野における幅広い知見・識見を有しておられ、こうした長年のご経験に加え、営業部門の統括やマーケティング部門統括等のご経験なども有されておられます。こうした高度な知見・識見、ご経験は、当社の宝飾品販売事業において、その素材調達から、サプライチェーンの構築・運用、更にはこれらを活用したマーケティング戦略・販売戦略に、当社社外取締役として、存分にそのご経験と知見・識見を生かして頂けるものと思料しております。

4. 当社は雛元克彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、雛元克彦氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 福谷尚久氏、森田大介氏が社外取締役に就任した場合、当社は各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役2名の任期が満了します。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式 の数
1	阿部 稔 (1956年3月4日生)	1978年4月 株式会社オオクボ（現：株式会社ベリテ）入社 以降19店舗店長歴任後本社人事及び監査室業務担当 2017年4月 お客様相談室長兼内部監査室長 2021年2月 一身上の都合により退職 2022年6月 当社監査役就任（現任）	0千株
2	宇田川 滝也 (1983年1月19日生)	2003年1月 久徳会計事務所入所 2006年9月 宇田川清税理士事務所入所 2013年8月 税理士法人宇田川会計事務所代表就任 2014年6月 当社社外監査役就任（現任） 2020年10月 合併により税理士法人宇田川・松村会計事務所名称変更 同事務所代表就任（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇田川滝也氏は社外監査役候補者であります。
3. 宇田川滝也氏は、税理士としての豊富な経験及び見識を有していることから監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 当社は宇田川滝也氏の選任をご承知いただいた場合は、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、宇田川滝也氏は責任限定契約を継続のこととなります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役2名に対し、取締役賞与総額24,000,000円を支給することといたしたいと存じます。当社取締役の報酬は、基本報酬と賞与によって構成されております。上記賞与の額は、取締役会において定めた「取締役の個人別報酬の内容についての決定方針」に従うものであり、当社の第82期事業年度の業績を勘案し相当であるものと判断しております。

第4号議案 取締役の報酬限度額改定の件

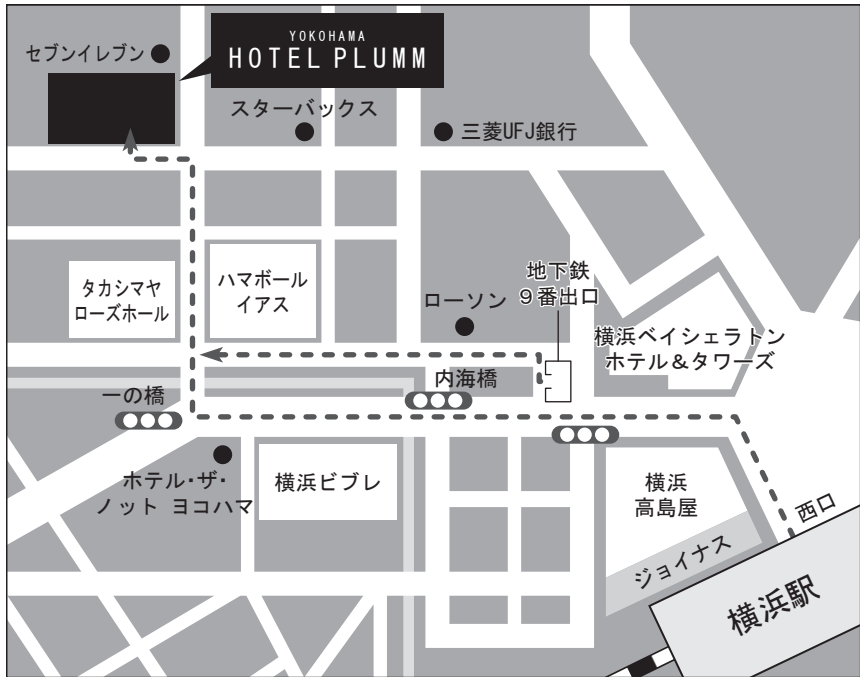
当社の取締役の報酬限度額は、2025年6月24日開催の第81期定時株主総会において年額65百万円以内（ただし、使用人給与を含む。）とご承認いただき今日に至っておりますが、報酬額の実態等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬限度額を年額150百万円以内（ただし、使用人給与を含む。）に改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は、5名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番1号
ホテルプラム横浜 3階「George V (ジョルジュサンク)」
電話 045-314-3111 (代表)



・JR・東急東横線・京浜急行・相鉄線・横浜市営地下鉄/横浜駅西口
(中央改札) より徒歩5分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。